

高度無線環境整備推進事業の概要

- ✓ 総務省は、無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、**無線局の開設に必要な設備（伝送用専用線設備）を整備することを目的とする高度無線環境整備推進事業**に補助金を交付
- ✓ 補助事業者は、整備終了後、速やかに無線局が開設されるように留意。また、総務大臣に提出した光ファイバ整備計画及び無線局開設計画において設定した**目標（例：Wi-Fiの設置世帯数）の達成状況等について事後評価を行い公表**

検査の結果

- ✓ 令和元年度から3年度に実施された31補助事業者の63事業（補助金72億9457万円）を検査
- ✓ 63事業のうち**11事業の事後評価**の内容をみると、目標値の達成状況の評価は行われていたものの、整備された伝送用専用線設備の利用状況について**評価が行われることとなっておらず**、総務省において**設備が十分に活用されているか把握できない状況**
- ✓ 63事業のうち**31事業**（補助対象事業費82億7868万円、補助金34億3066万円）は、**整備された伝送用専用線設備の利用率（注）が50%未満で十分に活用されていない状況**
（注：整備された伝送用専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合）
達成率（注）を把握できた46事業のうち15事業については、目標値を達成しながらも利用率が50%未満
（注：目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合）
⇒整備された**伝送用専用線設備そのものの利用状況の評価**を行うことも必要
⇒伝送用専用線設備を**更に活用する方策を十分に検討するなどしていなかった**

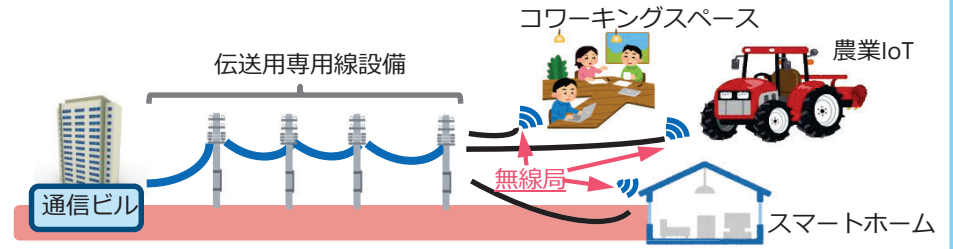
表示する意見

- ✓ 伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討した上で、その評価によって十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ✓ **十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること**

高度無線環境整備推進事業の概要

- ・ 総務省は、無線通信の利用が困難な地域において無線局（家庭内Wi-Fi等）の開設に必要な**伝送用専用線設備の整備**を目的とする高度無線環境整備推進事業に補助金を交付
- ・ 補助事業者は、事業終了後、設定した**目標（無線局数）の達成状況等について事後評価**を行う

高度無線環境整備推進事業のイメージ



検査の結果

令和元年度から3年度に実施された14道県管内の63事業を検査

事後評価の状況

63事業のうち11事業の事後評価の内容をみると、整備された**設備そのもの**の利用状況の評価が行われるものとなっていない

総務省において、**設備が十分に活用されているか把握できない状況**

整備された設備の利用状況

63事業のうち約半数の**31事業は回線の利用率50%未満**で設備が十分に活用されず

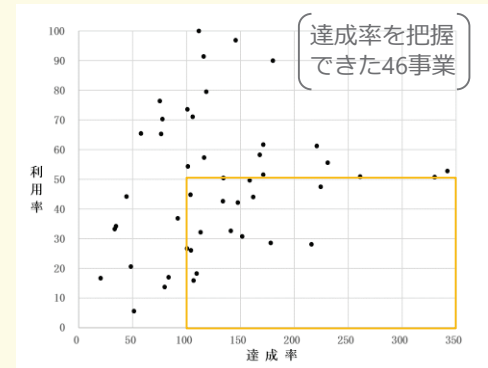
総務省は、**設備を更に活用する方策を十分に検討せず**

目標値の達成状況（達成率）と利用率の関係

46事業のうち**目標達成だが利用率50%未満が15事業**

整備された**設備そのもの**の利用状況の評価も必要

＜達成率と利用率の関係図＞



達成率 = 実績値 / 目標値 × 100

利用率 = 利用回線数 / 提供できる回線数 × 100

表示する意見

- ・ 整備された伝送用専用線設備について、**利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること**
- ・ **十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること**